

■福岡県備蓄基本計画修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 自助・共助による備蓄 第1節 県民 第1 略 第2 品目及び数量の目安 県民が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を最低3日間、できれば1週間分とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水（1人1日分3リットル）</li> <li>・ 食料</li> <li>・ 生活物資（救急セット、医薬品、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等）</li> <li>・ 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）が必要とする物資</li> </ul> <p>第3 略 第4 保管場所 物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう努める。</p> <p>※ 家庭における非常持ち出し袋の準備 飲料水、食料、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、救急セットや貴重品などを入れた非常持ち出し袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくことが重要</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 事業所 第1～第2 略 第3 品目及び数量の目安 事業所において備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水（1人1日分3リットル）</li> <li>・ 食料</li> <li>・ 生活物資（毛布、衣類、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、口腔衛生用品等）</li> <li>・ 要配慮者が必要とする物資</li> </ul> <p>第3章 公助による備蓄・調達 第1節 市町村 第1～2 略 第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料等の物資、避難所運営に必要な資機材、その他各市町村の特性に応じて必要と判断される物資とする。具体的な品目の選定に当たっては、下記の例を参考とするほか、要配慮者や男女のニーズを踏まえる。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいものやアレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器、発電機用の燃料及び燃料保管容器、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーティションなど、必要と判断される物資を備蓄するよう努める。</p> <p>なお、飲料水については、原則として応急給水(※1)により確保するが、地域の実情に応じ必要と認める場合は、応急給水の補完として、ペットボトルや浄水装置（指定避難所にあるプールなどの水をろ過・殺菌処理する装置）等の備蓄、飲料水メーカーとの物資供給</p>	<p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 自助・共助による備蓄 第1節 県民 第1 略 第2 品目及び数量の目安 県民が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を最低3日間、できれば1週間分とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水（1人1日分3リットル）</li> <li>・ 食料</li> <li>・ 生活物資（救急セット、医薬品、<u>マスク、消毒液、体温計</u>、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等）</li> <li>・ 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）が必要とする物資</li> </ul> <p>第3 略 第4 保管場所 物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう努める。</p> <p>※ 家庭における非常持ち出し袋の準備 飲料水、食料、衣類、医薬品、<u>マスク、消毒液、体温計</u>、懐中電灯、ラジオ、乾電池、救急セットや貴重品などを入れた非常持ち出し袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくことが重要</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 事業所 第1～第2 略 第3 品目及び数量の目安 事業所において備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水（1人1日分3リットル）</li> <li>・ 食料</li> <li>・ 生活物資（毛布、衣類、<u>マスク、消毒液、体温計</u>、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、口腔衛生用品等）</li> <li>・ 要配慮者が必要とする物資</li> </ul> <p>第3章 公助による備蓄・調達 第1節 市町村 第1～2 略 第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料等の物資、<u>感染症対策用物資</u>、避難所運営に必要な資機材、その他各市町村の特性に応じて必要と判断される物資とする。具体的な品目の選定に当たっては、下記の例を参考とするほか、<u>要配慮者等のニーズ</u>や男女のニーズの<u>違い</u>を踏まえる。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいものやアレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器、発電機用の燃料及び燃料保管容器、授乳室、男女別の更衣室等を確保するための<u>パーティション、土のう袋</u>など、必要と判断される物資を備蓄するよう努める。</p> <p>なお、飲料水については、原則として応急給水(※1)により確保するが、地域の実情に応じ必要と認める場合は、応急給水の補完として、ペットボトルや浄水装置（指定避難所にあるプールなどの水をろ過・殺菌処理する装置）等の備蓄、飲料水メーカーとの物資供給</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>字句の修正 防災基本計画（R2.5 修正）に基づく修正</p>

■福岡県備蓄基本計画修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>協定による調達、災害対応型自動販売機（※2）による確保等を検討する。</p> <p>（※1） 応急給水 災害時において、配水管の破損や水の汚染により配管での給水が不可能となった場合などに、浄水場や給水車等で行われる給水をいう。主に被災市町村の水道事業者が行うが、被災の状況によっては隣接水道事業者や他の自治体との協定等による応援給水により対応する。</p> <p>（※2） 災害対応型自動販売機 地震などの災害発生時に、通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作等によって、本体に残っている飲料を無償で提供する、自動販売機に搭載された電光掲示板に災害情報を流す等の機能を有する自動販売機</p> <p>（参考） 備蓄品目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料（ソフトパン、おかゆ、副食）</li> <li>・ 粉ミルク・液体ミルク（乳幼児用、アレルギー対応ミルク）</li> <li>・ 毛布</li> <li>・ タオル</li> <li>・ ティッシュペーパー、ウエットティッシュ</li> <li>・ 被服（トレーニングウェア等の衣服上下、下着上下、男女別にML寸など複数サイズ）</li> <li>・ 給水袋（水を入れたときに高齢者でも運べるもの）</li> <li>・ 食器セット</li> <li>・ ほ乳瓶</li> <li>・ 紙おむつ（小児用・大人用）、尿とりパッド（大人用）</li> <li>・ 生理用品</li> <li>・ 簡易トイレ（便袋）</li> <li>・ 口腔衛生用品</li> <li>・ ブルーシート、マットなどの指定避難所の床に敷くもの</li> <li>・ ガスコンロ</li> <li>・ ガスボンベ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレ</li> <li>・ 発電機</li> <li>・ 投光器</li> <li>・ <u>パーテーション</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電機用の燃料及び燃料保管容器</li> </ul> <p>第4～6 略</p> <p>第2節 県 第1～2 略 第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、<u>生活物資</u>、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者や男女のニーズを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これら</p>	<p>協定による調達、災害対応型自動販売機（※2）による確保等を検討する。</p> <p>（※1） 応急給水 災害時において、配水管の破損や水の汚染により配管での給水が不可能となった場合などに、浄水場や給水車等で行われる給水をいう。主に被災市町村の水道事業者が行うが、被災の状況によっては隣接水道事業者や他の自治体との協定等による応援給水により対応する。</p> <p>（※2） 災害対応型自動販売機 地震などの災害発生時に、通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作等によって、本体に残っている飲料を無償で提供する、自動販売機に搭載された電光掲示板に災害情報を流す等の機能を有する自動販売機</p> <p>（参考） 備蓄品目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料（ソフトパン、おかゆ、副食）</li> <li>・ 粉ミルク・液体ミルク（乳幼児用、アレルギー対応ミルク）</li> <li>・ 毛布</li> <li>・ タオル、<u>ダスター</u></li> <li>・ ティッシュペーパー、ウエットティッシュ</li> <li>・ 被服（トレーニングウェア等の衣服上下、下着上下、男女別にML寸など複数サイズ）</li> <li>・ 給水袋（水を入れたときに高齢者でも運べるもの）</li> <li>・ 食器セット</li> <li>・ ほ乳瓶</li> <li>・ 紙おむつ（小児用・大人用）、尿とりパッド（大人用）</li> <li>・ 生理用品</li> <li>・ 簡易トイレ（便袋）</li> <li>・ 口腔衛生用品</li> <li>・ ブルーシート、マットなどの指定避難所の床に敷くもの</li> <li>・ ガスコンロ</li> <li>・ ガスボンベ</li> <li>・ <u>マスク</u></li> <li>・ <u>消毒液</u></li> <li>・ <u>体温計（非接触型）</u></li> <li>・ <u>使い捨て手袋</u></li> <li>・ <u>フェイスシールド</u></li> <li>・ <u>感染防護服</u></li> <li>・ 仮設トイレ</li> <li>・ 発電機</li> <li>・ 投光器</li> <li>・ <u>パーテーション</u></li> <li>・ <u>段ボールベッド</u></li> <li>・ 発電機用の燃料及び燃料保管容器</li> <li>・ <u>土のう袋</u></li> </ul> <p>第4～6 略</p> <p>第2節 県 第1～2 略 第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料等の物資、<u>感染症対策用物資</u>、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの<u>違い</u>を踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。</p> <p>食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これら</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>表現の修正 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正 防災基本計画に合わせた修正</p>

■福岡県備蓄基本計画修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>を必要としないものとするよう努める。</p> <p>また、避難所運営資機材を備蓄することとし、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーティションなどを計画的に整備する。</p> <p>なお、飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。</p> <p>(参考) これまでの県の備蓄物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料(缶入りソフトパン、おかゆ、副食缶詰)</li> <li>・ 毛布</li> <li>・ タオル</li> <li>・ 被服(トレーニングウェア上下、下着上下、男女別にML寸)</li> <li>・ 給水袋(容量3リットル)</li> <li>・ 食器セット(缶切り入り)</li> <li>・ 紙おむつ(小児用・大人用)、尿とりパッド(大人用)</li> <li>・ 生理用品</li> <li>・ 簡易トイレ(便袋)</li> <li>・ ブルーシート</li> <li>・ 缶切り</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレ(ラップポン)</li> <li>・ 簡易トイレ(大・小)</li> <li>・ 発電機</li> <li>・ 投光器</li> <li>・ エアテント</li> <li>・ <u>パーティション</u>(屋根あり・屋根なし)</li> <li>・ <u>ダンボールベッド</u></li> <li>・ 介護ベッド</li> <li>・ 浄水器</li> </ul> <p>第4 必要量及び目標量</p> <p>必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。</p> <p>(参考) 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(平成24年3月、福岡県)</p> <p>最大想定避難者数 46,566人(警固断層南東部中央下部震源の地震)</p> <p>食料、生活物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、現物で備蓄する。</p> <p>第5～7 略</p> <p>(参考1～3) 略</p>	<p>を必要としないものとするよう努める。</p> <p>また、避難所運営資機材を備蓄することとし、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーティションなどを計画的に整備する。</p> <p>なお、飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。</p> <p>(参考) これまでの県の備蓄物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料(缶入りソフトパン、おかゆ、副食缶詰)</li> <li>・ 毛布</li> <li>・ タオル、<u>ダスター</u></li> <li>・ 被服(トレーニングウェア上下、下着上下、男女別にML寸)</li> <li>・ 給水袋(容量3リットル)</li> <li>・ 食器セット(缶切り入り)</li> <li>・ 紙おむつ(小児用・大人用)、尿とりパッド(大人用)</li> <li>・ 生理用品</li> <li>・ 簡易トイレ(便袋)</li> <li>・ ブルーシート</li> <li>・ 缶切り</li> <li>・ <u>マスク</u></li> <li>・ <u>消毒液</u></li> <li>・ <u>体温計(非接触型)</u></li> <li>・ <u>使い捨て手袋</u></li> <li>・ <u>フェイスシールド</u></li> <li>・ <u>感染防護服</u></li> <li>・ 仮設トイレ(ラップポン)</li> <li>・ 簡易トイレ(大・小)</li> <li>・ 発電機</li> <li>・ 投光器</li> <li>・ エアテント</li> <li>・ <u>パーティション</u>(屋根あり・屋根なし)</li> <li>・ <u>段ボールベッド</u></li> <li>・ 介護ベッド</li> <li>・ 浄水器</li> </ul> <p>第4 必要量及び目標量</p> <p>必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。</p> <p>(参考) 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(平成24年3月、福岡県)</p> <p>最大想定避難者数 46,566人(警固断層南東部中央下部震源の地震)</p> <p>食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、現物で備蓄する。</p> <p>第5～7 略</p> <p>(参考1～3) 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>字句の修正</p> <p>表現の修正</p>